

令和9年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省理財局国債企画課）

項 目 名		国債に関する税制の検討	
税 目		—	
要 望 の 内 容	国債保有者層の多様化を通じた安定的な国債保有者層の構築と、個人投資家の資産形成ニーズへの対応の観点から、必要に応じ、所要の措置を検討する。	平年度の減収見込額	百万円
		（制度自体の減収額）	（ 百万円）
		（改正増減収額）	（ 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 現行制度を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を検討すること。		
	(2) 施策の必要性 現行制度を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を検討する必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
実績と効果に関連する事項	これまでの租税特別措置の適用	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく	—

	適用実態 調査結果	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの 要望経緯		—